買取手続の流れ図

売渡しの申込み

↓

受　　付　国宝、重要文化財等買取基準により受付

↓

事　前　検　討　文化庁による買取候補文化財の事前検討

↓

買取鑑査会議　買取方針案の策定・改定、買取候補文化財等の選定

↓

調　　査　文化庁による調査、買取説明書等の作成

↓

買取協議会

買取協議員（５人以上の学識経験者）
●物件ごとに会議場で実地に調査審議し、買取要否等について文書により報告

（国宝及び重要文化財は特に必要な場合）

買取の要否を長官に報告

↓

買取評価会

評価員（５人以上の専門家、経験者）
●物件ごとに評価額を、実地検分し書面により報告
●評価員の評価額の平均により評価額を決定

評価額を長官に報告

↓

文化審議会（諮問・答申）　文化財保護法第 153 条第２項第５号により諮問、答申

・文化財保護法（抄）
第 153 条　略
２　文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
五　国による重要文化財の買取り

↓

申出者への通知等　国での買取意思の通知

↓

契　　約　売買契約の締結（随意契約）

・会計法（抄）
第 29 条の３第４項　契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
・予算決算及び会計令（抄）
第 102 条の４　各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
３　契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抄）
第 13 条　各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。
一　他の物品等をもつて代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

↓

公　　表　購入文化財に関する情報、買取協議員・評価員の氏名を公表

↓

調　査　等　物件の調査・点検（修理）、写真撮影

↓

公開活用等　一定の要件を満たした全国の公私立博物館・美術館等へ無償貸付
●保存に配慮しつつ、各博物館等の特色を考慮し計画的に貸し付ける
●一般に公開するとともに調査研究に供し、適正な保存を図る